



第二章 日体柔整専門学校の沿革（第二部：第四編 学校法人日本体育会経営の幼稚園と専門学校の沿革 ）

著者	日本体育会百年史編纂委員会
雑誌名	学校法人日本体育会百年史
ページ	1308-1322
発行年	1991-10-28
URL	http://id.nii.ac.jp/1444/00001099/

第二章 日体柔整専門学校の沿革

(一) 開校の経緯

昭和三十年代後半にはじまった高度経済成長は、国民の生活水準を著しく向上させた。多くの人々が「中流意識」を持つようになるまでに、日本人の生活は豊かになったのである。

その反面、それまでには体験されなかった新種の病すなわち「運動不足病」を抱え込むようになった。これは、労働のオートメーション化や、交通機関の発達、さらには栄養の取り過ぎ等に起因するといわれている。従って少々の外的要因で起こす外傷もふえている。

このような運動不足病に限らず現代人の身体を蝕んでいる病は、従来の西洋医学だけでは処しがたい側面を有しており、接骨等の東洋医学の流れをくむ医術に大きな期待がかけられている。また、高齢化社会を迎えるにあたり老人医療という面からもこれらの医術への要求が高まりつつあるわけである。

また、経済的繁栄はスポーツを大衆化させ、多くの人々にスポーツを愛好させるようになったが、それと同時に、骨折・捻挫・打撲等のスポーツ障害を急増させた。また、車社会の到来とともに鞭打症等交通事故災害も多発している。

このようなスポーツをめぐる障害の多発に着目した日本体育大学の清水正一教授は、日本柔道界の重鎮でもあったことから、体育を専門とする日本体育大学において柔道整復師の養成を図るべであると早い時期より力説してい

た。昭和四十年、日本体育大学が武道学科を開設し、柔道指導者の養成に乗り出した時、清水教授より柔整学校の創設が要請されたが、学内での反響はかんばんらしくなく、その構想は立ち消えになった。しかし、昭和四十七年四月一日、清水正一教授が日本体育大学の学長代行に就任するや、予てよりの願望であった日体柔整専門学校の設置へ向けて尽力することになる。

昭和四十七年五月、清水学長代行は学校法人日本体育会理事会で「柔道整復師養成施設の設置」を提案し、これが英断もあって採択されると、直ちに設立準備会を発足させた。清水学長代行はこの議決をうけて当時花田学園（柔整専門学校）で教鞭をとっていた押切勝義氏と学長室で会談し、日体柔整専門学校の設置のための準備作業を依頼する。押切氏はこの依頼を受諾し、厚生省医事課及び都医務課、さらには日本柔道整復師会等に積極的に働きかけるとともに、設立認可申請を行うための準備をすすめたのである。

このような清水学長代行と押切氏を中心とした精力的な活動により、四十七年十一月二十日に、日本体育会によって、厚生大臣宛に「柔道整復師養成施設開設認可申請書」を提出する運びとなった。

かくて、厚生省柔道整復等中央審議会委員による同校の視察調査も終わり、翌四十八年三月一日には、「日体柔整専門学校」の設置が厚生大臣より正式に認定され、早速学生募集が開始された。

昭和四十八年四月一日、日体柔整専門学校は日本体育大学深沢キャンパス内七号館を主要施設として開校し、初代校長には当時の日本体育大学学長清水正一が、また教頭には昨年来開校に向けて懸命に努力されてこられた押切勝義が就任した。

開校当初の学則は以下の通りである。

日 体 柔 整 専 門 学 校 校 則

第一章 総 則

第一 条 本校は柔道整復師を希望する者に対し、これに必要な知識および技能を修得せしめ優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする。

第二 条 本校は日体柔整専門学校という。

第三 条 本校の位置を東京都世田谷区深沢七一一一に置く。

第四 条 本校の部科修業年限及び生徒定員を次の通りとする。
第二章 部科・修業年限及び定員

部 科 名	修 業 年 限	定 員	
柔道整復科	二 年	一年六〇名 二年六〇名	夜間のみ

第五 条

第三章 学年及び学期休日

本校の学生及び学期を次の通りとする。
学年は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る。

第六條

第一学期 四月一日より八月三十一日まで
 第二学期 九月一日より十二月三十一日まで
 第三学期 一月一日より三月三十一日まで
 本校の休業日は次の通りとする。

- 一・日曜日
- 二・国民の祝日
- 三・夏期休業 八月十五日より八月三十一日まで
- 四・冬期休業 十二月二十六日より一月七日まで
- 五・春期休業 三月二十六日より四月一日まで
- 六・開校記念日

但し学校長において必要と認めたときは休業日でも授業を行うことがある。

第七條

本校の教育課程および授業時数は次の通りとする。

門 専		一年次	二 年 次	総 時 間
学	解 剖 学	一四〇	一四〇	二八〇
生 理 学	生 理 学	一四〇	一四〇	二八〇
病 生 学	病 生 学	一四〇	一四〇	二八〇
衛 生 学	衛 生 学	七〇	七〇	一四〇
症 候 概 論	症 候 概 論	七〇	一〇五	一七五

第八條

		普通教課		教課
	小計	科 心理 心理 学 科 学 会 体育(柔道)	小計	科 治療一般 柔道整復理論 医学史 医事法規 柔道整復実技
(合計)	七〇	七〇	一、一七〇	一四〇 一七五 三五 二六〇
(一、二四〇)	七〇	七〇	一、一七五	一四〇 七〇 三五 三五 三七〇
(一、二四五)	一四〇	一四〇	二、三四五	二八〇 二四五 七〇 三五 六三〇

始業および終業の時刻は次の通りとする。
 午後五時三十分より午後九時三十分とする。
 但し、学校長に於て必要があると認めたる時は授業時間を変更することができる。

第九 条

本校に次の教職員を置く。

一・校 長 一名

二・専 任 三名以上

三・講 師 五名以上

四・事務職員 二名

五・校 医 一名

第五章 入学・休学・退学

第十 条

本校の入学資格は次の通りとする。

高等学校卒業以上の学歴ある者、または学校教育法第五十六条第一項および柔道整復師法付則第十一項に該当するもの。

第十一 条

入学については校長の許可を要する。

第十二 条

入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項を記入し入学試験料を添えて提出しなければならない。

第十三 条

入学試験は学科試験、人物考査の二種とする。

第十四 条

入学を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に入学金を納入して入学許可書の交付を受けなければならない。

第十五 条

保証人は生徒の在学中はその身上に関する一切の責に任ずる。

第十六 条

保証人の身上に異動があつた場合は、生徒または保証人から速やかに学校長宛に届け出なければならない。

第十七 条

休学、または退学しようとする者は、その理由を記し校長の許可を受けなければならない。

第六章 成績評価・進級及び卒業

第十八条

成績評価は、学期末、臨時及び卒業期の三つに分けて行う。

第十九条

試験は一科目百点を以つて満点とし、各科目六十点を以つて及第とする。

第二十条

本校所定の課程を修了した者には、前条で定めた学習評価の上、卒業証書を授与する。

第七章 賞 罰

第二十一条

成績優秀で他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第二十二条

校長は生徒にして次の各号の一に該当する者に対して謹慎、停学または退学を命ずることができらる。

- 一、 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- 二、 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- 三、 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四、 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者
- 五、 学費を期限内に納入しない者

第八章 授業料・入学金・入学試験料及び実習費

第二十三条

本校の授業料、入学金、及び入学試験料等を次の通りとする。

- 一、 授業料 年額八四、〇〇〇円
- 二、 入学金 六〇、〇〇〇円
- 三、 入試料 五、〇〇〇円
- 四、 実習費 年額三六、〇〇〇円
- 五、 暖房費 年額二、〇〇〇円

第二十四条

授業料並に実習費は年額を前納しなければならぬ。但し、己むを得ぬ事情があつて、学校長から分納の許可を得た者は、各学期毎に分納すること

ができる。

第二十五条

授業料、教具教材費は在校中出席の有無にか、わらず納入しなければならない。

第二十六条

既納の授業料、入学金等その他一切の学費は事由の如何にか、わらずこれを返還しない。

附 則

一、この校則は昭和四十八年四月一日より実施する。

二、この校則の施行上必要な細則又は規定は学校長において別に定める。

清水校長を除く教員スタッフは以下の十四名をもって構成され、少数ではありながら優秀なスタッフ陣を揃えて

いた。

身分	教員氏名	担当科目
科長	柔整師 押切勝義	柔整理論、実技、治療一般、法規
専任講師	医学博士 久山 斌	生理学、症候概論
講師	柔整師 青木文雄	柔整理論、実技
医学博士	伊藤京逸	柔整理論、生理学、心理学
医学博士	松岡脩吉	解剖学、医学史、心理学
医学博士	宮島俊名	病理学、衛生学
体育学士	加藤 征	解剖学
柔整師	根本正光	柔整理論、実技

	柔整師	福島英夫	柔整理論、実技
〃	柔整師	湯浅進	〃
〃	体育学士	金当国臣	体育(柔道)
〃	体育学士	大和真	生理学
〃	体育学士	深田国孝	体育(柔道)

学則からもわかるように、同校は、修業年限二年、学生定員一学年六〇名の夜間課程として開校した。夜間コースとして発足したのは、特に日本体育大学武道学科の学生が、授業終了後に柔整の勉強ができるようにとの配慮がなされたからであろう。開校当初の学生のほとんどは同大学武道学科の学生であったようである。しかし結果的にこの夜間コースは、柔道整復師の資格を取得しようとする一般社会人にも開放されることになり、一般社会人をも包み込んだ、特色あるコースへと発展していったのである。

(二) 「専門学校」の認可と教育課程の改訂

日体柔整専門学校は、開校以来日体大深沢キャンパスの七号館を主要施設として使用してきたが、昭和五十二年一月十日、深沢キャンパスから約五〇〇メートル南にある日本体育大学和泉校舎(現、中町校舎)へ移転した。この校舎は、深沢台地の南端に位置して閑静な住宅街にあり西南遙かに富士の秀峰を望む大変恵まれた環境の中にあつた。学生達はこのような素晴らしい環境の中で勉学に打ち込むことができるようになったのである。

昭和62年度より適用の教育課程

科 目		総時間	学 年 別 時 間 数								
			1 学 年			2 学 年			3 学 年		
			年間	週 時 間		年間	週 時 間		年間	週 時 間	
				前期	後期		前期	後期		前期	後期
専 門 授 業 科 目	解 剖 学	238	76	2	2	76	2	2	86	2	3
	生 理 学	180	38	1	1	74	2	2	68	2	2
	病 理 学	96				38	1	1	58	2	1
	衛 生 学 (消毒法を含む)	100				38	1	1	62	2	2
	診 察 概 論	110				74	2	2	36	1	1
	臨 床 各 論	180	74	2	2	70	2	2	36	1	1
	柔道整復理論	304	154	4	4	76	2	2	74	2	2
	医 学 史	38	38	1	1						
	医 事 法 規	38							38	2	1
	柔道整復実技	712	248	7	7	258	7	7	206	6	6
小 計	1,996	628	17	17	704	19	19	664	20	19	
普 通 授 業 科 目	体 育 (柔 道)	208	76	2	2	76	2	2	56	1	2
	社 会	38	38	1	1						
	数 学	38	38	1	1						
	小 計	284	152	4	4	76	2	2	56	1	2
合 計	2,280	780	21	21	780	21	21	720	21	21	

和泉校舎へ移転した翌五十三年一月十一日、日本体育会理事会は「日体柔整専門学校」を「日体柔整専門学校」と改正することを決定した。学校教育法の一部改正により専修学校制度が発足し、厚生省の管轄下にある同校は、その制度変更に応じて名称を変更せざるを得なくなったからである。

昭和五十九年三月、柔道整復師業界の要望や全国柔整学校協会の提唱に応じて同学院は自主的に修業年限を夜間二年から三年に切り換え、教育課程も改正するに及んでいる。続いて、昭和六十一年の初頭より同学院は、教室及び実習室を改修するとともに特別教室と教員研究室の新築工事に着手し、教育施設の整備充実に努めている。その結果、同年の十二月には予てより申請中の「専門学校」の認可を東京都より受けるに至った。これによって同校は、厚生省と共に、文部省の管轄下にも入り、学校教育法の適用を受けることになった。

この認可に伴い教育課程も前頁のように改訂された。

また、同学院の名称も昭和六十二年三月東京都学事局及び厚生省医事課の承認を得て、従来までの「日体柔整専門学校」から再び「日体柔整専門学校」へ改称されている。さらに改組のなった日体柔整専門学校は、昭和六十三年の柔道整復師法の一部改正に伴い、医療系専門学校として社会のニーズに応えるべく、平成二年度より大幅な教育課程の改訂を行った。次頁の表からもわかるように、この教育課程では、一般大学のカリキュラムに準ずるような方式がとられている。まず科目が、基礎科目、専門基礎科目、専門科目に三分され、この基礎科目とは、大学でいう広義の一般教育科目に相当すると思われる、また専門科目についても基礎科目から応用科目へと系統性をもって編成されている。授業時間数も以前の教育課程に比べると三年間のトータルでおよそ三百時間程アップし、そのため教職員数も三十名に増員された。このような学則改正にもなつて、入学定員も一学年六十名から百八十名に変

平成2年度より適用の教育課程

科 目		総時間	学 年 別 時 間 数								
			1 学 年			2 学 年			3 学 年		
			年間	週 時 間		年間	週 時 間		年間	週 時 間	
				前期	後期		前期	後期		前期	後期
基 礎 科 目	人文科学（心理学）	64	64	2	2						
	社会科学（経済学）	32	32	1	1						
	自然科学（数 学）	64	64	2	2						
	保健体育（実 技） （保 健） （理 論）	64	32	1	1	32	1	1			
		16	16	1							
		16	16		1						
	外国語（英語）	64	64	2	2						
小 計	320	288	9	9	32	1	1				
専 門 基 礎 科 目	医 学 史	32	32	1	1						
	解 剖 学	250	64	2	2	96	3	3	90	3	3
	生 理 学	188	64	2	2	64	2	2	60	2	2
	運 動 学	64	64	2	2						
	病 理 学 概 論	92				32	1	1	60	2	2
	衛生学・公衆衛生学	92				32	1	1	60	2	2
	一 般 臨 床 医 学	124				64	2	2	60	2	2
	外 科 学 概 論	96	32	1	1	64	2	2			
	整 形 外 科 学	156	32	1	1	64	2	2	60	2	2
	リハビリテーション医学	92				32	1	1	60	2	2
小 計	1,186	288	9	9	448	14	14	450	15	15	
専 門 科 目	柔道整復理論	339	154	5	5	125	4	4	60	2	2
	柔道整復実技	665	150	5	5	275	9	9	240	8	8
	関係法規	60							60	2	2
	小 計	1,064	304	10	10	400	13	13	360	12	12
合 計		2,570	880	28	28	880	28	28	810	27	27

更し、より多くの優秀な柔道整復師を世に送り出せるような態勢をとることになった。

次に、日体柔整専門学校柔道大会での戦績であるが、同校は開校と同時に全国柔整学校柔道大会に出場し、昭和五十二年と三年の第十・十一回大会では決勝戦まで駒を進めている。また東京都柔整学校柔道大会でも同校は、昭和五十二年の第八回大会以降連続して五回優勝を飾り、輝かしい戦績を残している。

(三) 卒業者数及び資格取得状況

日体柔整専門学校は開学以来、卒業生の大半が柔道整復師のための資格取得試験に合格してきた。これは「卒業者数・資格試験合格者数の推移」の表からも知ることができる。本表によれば昭和五十年以降の年毎の卒業者数は一学年の学則定員と同じ六十名前後の数値を示している。そのほとんどの者が柔道整復師の資格試験に合格しているわけであるが、昭和五十年より平成三年度までの卒業者総数一、〇一六名中九六四名の者がこの試験にパスしており、試験合格率はなんと九五パーセントに達しているのである。

卒業後の就職先についてであるが、最も多いのは接骨院やその他の医療関係機関にであり、次いで接骨院の開業があげられる。また日本体育大学体育学部武道学科の学生で在学中に柔道整復師の資格を取り、中学・高校の教師に着任する者も少なくない。逆に中学・高校・大学に在職しながら、整復術修得の必要性を感じ、同校へ入学してくるケースもみられる。いずれにせよ、平成三年度までの卒業者総数は千名を超えており、これら卒業生は全国の当該機関で日体柔整専門学校で修得した知識・技能を存分に発揮しつつ、医療の一端を担っているといえよう。今後一層、柔道整復師の医療技術分野での果たすべき役割は増大すると思われる、その意味で日体柔整専門学校に寄せら

卒業生数・資格試験合格者数の推移

卒業年月(卒業期)	男 子	女 子	計	累 計	資格試験合格者
昭和50年 3 月(1)	48人	2人	50人	50人	50人
昭和51年 3 月(2)	52	0	52	102	50
昭和52年 3 月(3)	63	2	65	167	62
昭和53年 3 月(4)	67	2	69	236	69
昭和54年 3 月(5)	68	6	74	310	67
昭和55年 3 月(6)	67	2	69	379	68
昭和56年 3 月(7)	70	0	70	449	67
昭和57年 3 月(8)	68	2	70	519	67
昭和58年 3 月(9)	61	2	63	582	56
昭和59年 3 月(10)	62	2	64	646	58
昭和60年 3 月(11)	66	2	68	714	67
昭和61年 ※	—	—	—	—	—
昭和62年 3 月(12)	60	2	62	776	58
昭和63年 3 月(13)	57	2	59	835	54
平成元年 3 月(14)	61	2	63	898	57
平成 2 年 3 月(15)	50	5	55	953	54
平成 3 年 3 月(16)	60	3	63	1,016	60
合計	980	36	1,016	1,016	964

※昭和61年 3 月は、3 年生移行につき卒業者はいない。

れる期待も大きいものがあるといえよう。